

主な決算審査内容

問 前回には町税、貸付金、使用料等の滞納対策について全庁的な取り組みを行うとのことだったが、その後の実績はどうなったか。

答 町税は、県下で4番目の徴収率です。「愛媛県地方税滞納整理機構」への移管も行い成果を上げています。

住宅の使用料は、住宅家賃滞納整理要綱を策定するなどの対策を行っています。

水道料金は、滞納者に対する給水停止処分を行い22件の処分で16件の滞納額完納ができました。

各種貸付金は、平成21年4月に設置した「松前町貸付金滞納整理検討連絡会議」で徴収に努め法令、条例等により、滞納整理をしています。

問 町税の多額の収入未済の解消策として滞納の実態公表を行ってはどうか。また税の使われ方の周知、納税の啓発については。

答 広報4月号で、町政方針と予算の紹介や町内小・中・高校生を対象とした税に関する作文標語、ポスターの募集などの取り組みで様々な納税啓発を実施しています。

滞納実態の公表について、状況によっては

同種の事業なら基準

マイナス効果の恐れもあるのでは、という形で町民に知らせるか、今後十分検討していきます。

問 各種事業の実施に際し実態の把握を行い、その結果により事業の継続、廃止を考察する基準を作成してはどうか。

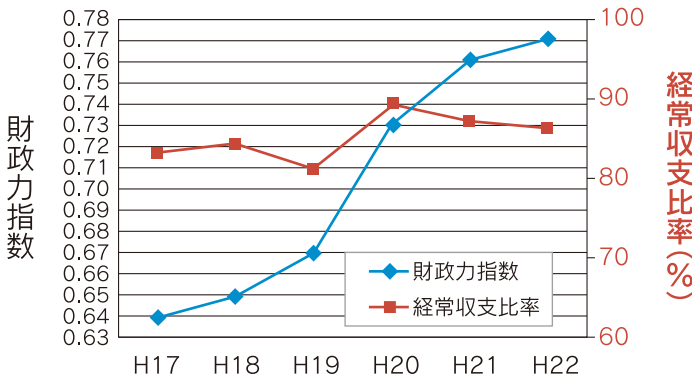
新規事業については費用対効果も考慮して実施し、事業の周知方法も検討してほしい。

同種の事業なら基準

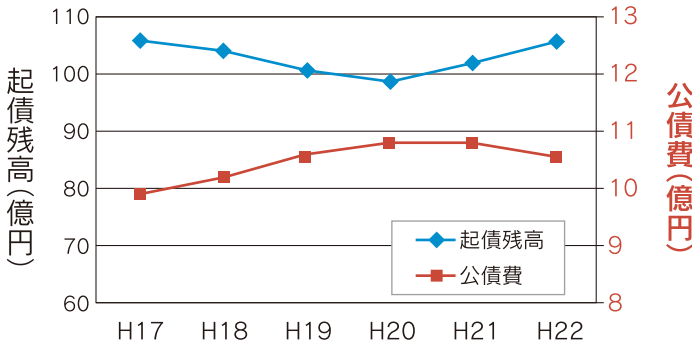


すぐれた作品には、表彰も(納税啓発より)

財政力指数・経常収支比率の推移



起債残高・公債費の推移



も作れるが高齢者を対象としたものは基準通りに行かない場合もあります。毎年度、総合計画の策定や当初予算の計上の際に住民のニーズ、環境の変化への適正な対応、徹底した事業の見直しを行います。十分に周知されない事業は、長期間継続することも方策の一つです。

●決算認定とは
議会が町長から提出された歳入歳出決算書に基づき適正な予算執行がなされているか、その結果を確認し適法に行われたかどうかを審査するものです。

決算特別委員

- 委員長 加藤 博徳
- 副委員長 寺下 武
- 委員 村井慶太郎
- 委員 藤岡 緑
- 委員 八束 正
- 委員 稲田 輝宏
- 委員 稲田 孔